

# ジョーシンポイントカード 会員規約

## 第1条 【会員及びポイントカードの発行】

1. ジョーシンポイントカード会員(以下会員という)とは、本規約を承諾され上新電機株式会社、その関連会社(関連会社とは、上新電機株式会社の連結対象子会社を指します)及びFC 契約締結先(以下総称して「ジョーシングループ」という)にて、入会手続きをされた日本国内在住の個人、又は法人とさせていただきます。会員には、原則としてジョーシンポイントカード(以下ポイントカードという)を一枚貸与します。
2. 入会手続きとは、店舗の場合は入会申込書に公的証明書記載と同様の個人情報である、氏名・住所・電話番号・性別・生年月日の記載をおこない、ポイントカードを受け取り、裏面に署名をおこなうことをいいます。尚、入会手続きは本人以外できません。原則として中学生以上を入会対象とします。小学生以下の方は保護者の同意書を必要とします。インターネットショッピング Joshin web からの入会手続きは、Joshin web 会員への登録及び購入の事実により、入会申込書への記載と同様と見なします。ジョーシンクレジット&ポイントカードの発行及び規約に関しては、提携クレジットカード会社の基準となります。
3. 申込人が法人の場合、個人同様の商取引条件を前提に入会を認めます。この場合、ポイントカードの権利者を法人、使用者を個人とし、法人名と使用者の所属部署・役職・個人名を申込書に記載していただきます。但し、ジョーシンクレジット&ポイントカードの場合、法人名では入会することができません。
4. ポイントカードの利用はポイントカードに署名された本人に限ります。ポイントカードは他人への譲渡・売買・貸与・相続・ポイントカード統合はできません。ポイントカードに付帯するポイント、各種サービス等の会員特典も同様とします。但し、ご家族間(同居・同姓のご家族)で同意を得られた場合のポイント移行は例外とします。
5. ポイントカードの所有権は当社に属します。ジョーシンクレジット&ポイントカードの所有権は、クレジットカード発行会社に属します。脱会及び会員資格が取り消された場合、その他の事由により当社もしくはクレジットカード発行会社から返還請求があった場合、ポイントカードは直ちに返却もしくは処分いただきます。

## 第2条 【ポイント発行・使用及び会員特典の利用】

1. ポイント発行は、精算前のポイントカードの提示と購入代金の支払いを条件に即時発行します。但し、商品配達時の支払い等入金が後日になる場合は、ポイント未発行レシート(以下未発行レシートという)を発行し、1ヶ月以内(翌月同日まで有効)の再来店時にポイントカードと未発行レシート・お買上げ明細書・領収書の提示をもって発行します。一部入金の場合、発行ポイントを金額換算した以上の入金があった場合は即時発行します。
2. ポイント発行は、ポイントカードの提示がない限り発行できません。但し、ポイントカード不携帯時及び電話注文時の特例として、精算前の会員からの申し出により未発行レシートを発行し、有効期限である1ヶ月以内(翌月同日まで有効)の再来店時に、ポイントカードと未発行レシート・お買上げ明細書・領収書の提示をもってポイント発行いたします。尚、この特例の適用には、第10条2項による本人確認を必要とします。
3. ポイントカードの保有ポイント(累計ポイント)の限度額は100万ポイント未満となります。会員はこの限度額に達する前にポイントを使用しなければなりません。限度額を超えるポイントは保証いたしません。
4. 商品購入時の代金支払いにポイントを充当した場合、充当したポイント分にはポイントを発行しません。
5. ポイントの使用は、当社指定のポイント使用可能商品(工事・修理・部品・各種預かり金等を除く商品)の代金支払い、ポイント専用商品の代金支払い、長期修理保証の掛金に充当して利用できます。ポイントカードのポイントは、1ポイント=1円(税込)換算となります。
6. ポイント発行は商品購入後に発行されるものであり、次回以降の商品購入等に使用できます。したがって、商品購入時の発行ポイントを、同一取引の代金支払いに使用することはできません。
7. ポイントの使用は代金支払い額を上回ることはできません。また、ポイントは換金できません。
8. 購入された商品を返品、キャンセルされた場合、発行済みポイントも同時に返却いただきます。当該商品購入時に発行されたポイントを既にご使用された場合等、ポイントが残高不足になる場合は当該商品の返金額からその不足ポイント相当分を差し引くことを了承いただきます。
9. コンピュータ・オンライン等に障害が生じた場合、一時的にポイントの発行・使用ができない場合があります。この場合、ポイントの使用に関しては次回以降の商品等の購入時にご使用いただくことをご了承いただきます。

ポイント発行はコンピュータの仕組みにより自動的、もしくは未発行レシート等により保護されます。ポイント発行に関しては後日障害が復旧した後の手続きとなることを了承いただきます。

10. 表示価格を下回る価格で購入した場合は、表示されている発行ポイントの減額、もしくは適用除外となる場合があります。
11. ジョーシクレジット&ポイントカードの場合は、毎月のクレジットカードの利用額に応じて、月1回ポイントを自動的に付与します。
12. デビットカード・ジョーシクレジット&ポイントカードでの決済時は、現金と同様のポイントを進呈します。他社クレジットカード等による決済時は、ポイント発行率を2%減算させていただきます。
13. ポイント発行・使用・各種サービス等の会員特典に関する運用は、店舗形態・商品特性・各種セールとの関係等により、ご利用の店舗 購入商品・購入日時及び支払方法等によって運用基準が異なる場合や、適用対象外となる場合があります。また、予告なしに変更する場合があります。
14. インターネットショッピングサイト Joshin web でのポイント発行・使用については、Joshin web サイトに定める「お買い物方法」に記載された内容となり、店舗と規定が異なります。
15. 提携先での会員特典の利用方法については提携先の手続きに準じます。

### 第3条 【ポイントカードの紛失盗難届け・再発行・統合・届け出事項の変更等の各種手続き】

1. ポイントカードの紛失盗難届けは、原則として本人からの申し出により受付します。この届けを受けた場合はポイントカードの利用を停止し、ポイントカードに残存するポイントを保全します。但し、ポイントの有効期限は停止されません。紛失盗難届けを受けない限り、当社はいかなる理由があろうとも一切の責任を負いません。この手続きには、第10条3項に定めた本人確認手続きを必要とします。
2. ポイントカード再発行は、原則として本人による店舗へのご来店での手続きとします。再発行されたポイントカードには再発行前のポイントカードに残存するポイント及び関連する記録を移行します。但し、紛失盗難届けの手続きを怠ったことによる他人によるポイントの使用、又は再発行の手続きまでにポイント有効期限を超え、ポイント失効となった場合はこの限りで無くポイントは保証されません。この手続きには、第10条4項に定めた本人確認手続きを必要とします。
3. 同一者に発行された複数のポイントカード及びポイントは、本人の申し出により1つのポイントカードに統合することができます。ポイントカード統合の条件は、氏名・住所・生年月日等、登録情報が一致する本人のポイントカードであることを条件とします。但し、ジョーシクレジット&ポイントカードからジョーシポイントカードEXへのカード統合はできません。この手続きには、第10条5項に定めた本人確認手続きを必要とします。
4. 法人の場合のポイントカード統合は同一の法人名・使用者を前提として統合を認めます。但し、使用者変更手続きによるポイントカード統合の場合は、法人名の一致を条件とし使用者名の不一致を認めます。この手続きには、第10条5項に定めた本人確認手続きを必要とします。
5. 会員の住所・電話番号等の登録事項に変更、又は誤りがあった場合は速やかに届けていただきます。届けの無い場合、会員特典を受けられない場合があります。尚、名義の変更は、その理由が法律で認められた、結婚・離婚・養子縁組等による変更以外できません。この手続きには、第10条6項に定めた本人確認手続きを必要とします。
6. ジョーシクレジット&ポイントカードの場合、別途クレジットカード会社への届けが必要となります。

### 第4条 【ポイントの有効期限及び保有ポイント数・有効期限の確認方法】

1. ポイントの有効期限は、ポイントカードの最終利用日(購入日もしくはポイント発行・使用日)から1年間(翌年同月末日まで有効)とさせていただきます。この有効期限を越えた場合、保有ポイントは失効します。
2. 保有ポイント数・有効期限の確認は以下の方法で確認することができます。
  - 商品購入時のレシートへの記載による確認。
  - 店舗でポイントカード提示による、保有ポイント数・有効期限の照会。
  - 携帯電話インターネットホームページ(マイジョーシ)での保有ポイント数・有効期限の照会。
  - インターネットショッピングサイト Joshin web (my Joshin)での保有ポイント数・有効期限の照会。上記の サービス提供には各々のネット会員に登録する必要があります。  
電話受付による保有ポイント数・有効期限の照会。但し、この場合、第10条6項に定めた本人確認手続きを必要とします。

## 第5条 【脱会】

会員を脱会する場合は、以下の方法とします。脱会した場合の保有ポイントは、ポイントカードと共に失効します。

1. 店舗へのご来店による脱会手続きは、所定の脱会届けにポイントカードを添えて係員に直接届けていただきます。
2. 郵送による脱会手続きは、脱会の意思表示を記載した書面に、本人の署名と捺印及びポイントカードを添付し届けていただきます。
3. 電話による脱会手続きは、第10条6項に定めた本人確認をもって脱会受付とします。この場合のポイントカードは、直接本人にポイントカードを破棄していただきます。
4. 未成年者でその保護者から脱会の申し出があった場合は、本人の同意無しに脱会手続きをおこなう場合があります。
5. 会員の死去にともなう脱会手続きの場合は、第10条6項の定めにより、親族を代理人として認めます。
6. ジョーシingleジット&ポイントカードの脱会方法は、クレジットカード発行会社の定めによります。ジョーシingleジット&ポイントカードを解約した場合は、同時に会員の脱会となります。

## 第6条 【会員資格の取り消し】

1. 本規約に同意いただけない場合、もしくは違反した場合、ポイントの発行・使用・各種サービス等の会員特典の不正取得、不正使用が発見された場合は、何ら通知なく会員資格を直ちに取り消します。
2. 不正な売買行為を発見した場合、又は著しく当社の利益を損なう行為を発見した場合、当社もしくはクレジットカード発行会社が会員として不適格と認めた場合は会員資格を剥奪します。
3. 会員資格の取り消しを受けた者は、直ちに当社にポイントカードを返却しなければなりません。ポイントカードの返却に拘わらず、ポイントカードのすべての効力は会員資格が取り消された時点で失効します。
4. 当社は会員資格の取り消しに伴う損害賠償、その他一切の責任を負いません。

## 第7条 【個人情報の取扱いについて】

1. 会員の個人情報は、ジョーシingleグループ情報セキュリティ基本方針及び個人情報保護方針に則り、適正に取り扱います。
2. 本規約に定める個人情報とは、会員からの届け出による氏名・住所・電話番号・性別・生年月日、メールアドレス等の個人を特定する情報を指します。また、当該ポイントカードの利用を通じて記録された購買履歴、ポイント履歴等の取引履歴を含みます。但し、個人を特定しない統計資料等はこの限りではありません。
3. 本規約に定める個人情報の利用目的は次の通りとします。

商品(各種取り次ぎ商品を含む)の販売、配達・工事・修理・部品販売・長期修理保証等のアフターサービスの提供、各種会員サービス等の会員特典の提供、各種営業案内等の電話連絡及び広告宣伝物の送付、各種懸賞等の応募受付、各種景品等の発送、リコール情報等の提供、サービス向上を目的としたアンケート調査、配達・工事・修理時に於いて付随する商品(各種取り次ぎ商品を含む)の販売、各種サービス等の会員特典の利用及び各種お問い合わせに関する対応情報、購買履歴情報等から得られる営業情報、サービス情報等の統計資料を基にした各種分析。
4. 本規約に定める個人情報の利用目的を遂行するに当たり、次の業務委託をおこなう場合、業務遂行上必要な範囲の個人情報を預託させていただきます。

配送及びアフターサービス、リコール対応をするため、サービス子会社であるジョーシンサービス株式会社及びサービス協力会社へ業務委託する場合。又はメーカーや宅配業者に委託する場合、その他の業務を外部業者へ委託する場合。
5. ポイントカードに記録された個人情報の共同利用に関しては、ジョーシingleグループ間に於ける総合的なサービスの提供を目的とし、その利用範囲は上新電機株式会社、その関連会社、FC 契約締結先のジョーシingleグループ間で利用します。又、個人情報の取得方法に関しては第1条第2項、共同利用の項目については本条第2項、利用目的については第3項、管理に関しては第8条・第13条に記載の通りであり、ジョーシingleグループ共通となっています。
6. 個人情報利用の停止に関しては、第7条3項 に定める広告宣伝物の送付、アンケート調査の送付に関しては申し出ることができます。その他の個人情報利用停止に関しては、ポイントカードの脱会手続きにより申し受けます。
7. 会員は、会員自身の個人情報(保有個人データ)を開示するよう請求することができます。開示の結果、個人情

報が不正確、又は誤りであることが明らかになった場合は、当該情報の訂正・削除の請求ができます。

8. 次の何れかに該当する場合は、個人情報の全部又は一部を、会員の同意を求めることなく第三者に対して開示することがあります。

法令に基づく場合。

人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

公衆衛生の向上又は児童の健全な育成に必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力をする必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

## 第8条 【個人情報の管理】

1. 個人情報の内容は、合理的な範囲において、正確かつ最新の内容に保ちます。
2. コンピュータに記録する文字は、当社のシステム仕様に基づく記録形式となります。
3. 個人情報は、合理的な安全保護措置を講じた上で取り扱います。
4. 個人情報を第三者に預託する場合は、業務委託先に、個人情報の機密保持、業務委託契約に定められた目的以外で使用しない義務を課します。
5. 個人情報データは上新電機株式会社 本社で管理します。

## 第9条 【個人情報の保存・消去】

1. 氏名・住所・電話番号・性別・生年月日・購買履歴・ポイント履歴等の個人情報は、原則として会員資格を有する間コンピュータに記録・保存します。但し、最終ご利用日より2年以上ポイントカードのご利用が無い場合、又は脱会等会員の資格を失った場合は、個人情報を含むすべての情報をコンピュータの記録から消去する場合があります。
2. 脱会等会員の資格を失った場合で、保有する個人情報の消去の申し出があった場合、氏名・住所・電話番号・生年月日等の基本情報に関して、会員マスターより消去します。
3. 入会申込書等の各種紙媒体は、電子媒体への登録後、もしくは法律で定められた保管期限外は破棄します。

## 第10条 【本人確認の方法】

本人確認方法は以下の通りとします。

1. 店舗でのポイントカード利用時(ポイント発行・使用、各種サービス等の会員特典の利用)の本人確認は、ポイントカードの提示をもって本人と判断します。但し、必要に応じて本人確認書類の提示を求め場合があります。
2. 店舗でのポイントカード不携帯時及び電話注文時等の特例適用時(未発行レシート対応)の本人確認は、登録電話番号、氏名等による検索及び登録内容の一致をもって本人と判断します。但し、必要に応じて本人確認書類の提示を求め場合があります。
3. ポイントカードの紛失盗難の受付時の本人確認は、ご来店・電話連絡に拘わらず、会員番号・氏名・住所・電話番号・生年月日等の登録情報の一致をもって本人と判断します。但し、必要に応じて本人確認書類の提示を求め場合や折り返し電話により本人確認する場合があります。
4. ポイントカード再発行の手続きは、店舗へのご来店による手続きを原則とし、次の本人確認書類の提示をもって本人と判断します。運転免許証・健康保険の被保険者証・パスポート・写真付き住民基本台帳カード・印鑑証明書と実印・外国人登録証明書・官公庁及び特殊法人の身分証明書で写真付のもの・共済組合員証・国民年金手帳・年金手帳・公の機関が発行した資格証明書で写真付きのもの(療育手帳・身体障害者手帳等)の提示。法人の場合は使用者の本人確認書類の他に、会社名・代表者の署名・捺印のある書面(委任状)が必要となります。
5. ポイントカード統合手続きは、店舗へのご来店による手続きを原則とし、ポイントカードの提示を持って本人と判断します。但し、必要に応じて本人確認書類の提示を求め場合があります。法人の場合、手続きを使用者がおこなう場合は、会社名・代表者の署名・捺印のある書面(委任状)が必要となります。
6. ポイントの有効期限・保有ポイント数の照会、登録情報の照会・変更・訂正・脱会時の本人確認は、店舗へのご来店による場合はポイントカードの提示を持って本人と判断します。電話連絡による場合は、会員番号・氏名・

住所・電話番号・生年月日等の登録情報の一致をもって本人と判断します。会員番号が不明な場合は、登録された電話番号への折り返し電話により、氏名・住所・電話番号・生年月日等の登録情報の一致をもって本人と判断します。会員の死去による脱会手続きについては、親族を代理人として認めます。但し、必要に応じて本人確認書類の提示を求める場合があります。

- インターネット等の情報端末を利用する場合は、会員に発行した個別のユーザーID及び利用者が任意に登録したパスワードと、情報端末から通知されたユーザーID・パスワードの一致をもって本人と判断します。
- 例外として、事前に店頭もしくは電話で本人確認がとれず、郵送による手続きで本人確認が必要な場合は、本人限定受取郵便を利用することにより本人と判断します。

#### 第11条 【本人確認による免責事項】

当社が前項に定める方法に従い、本人確認を実施したうえの取引については、ポイントカード・ユーザーID・パスワードの不正使用、その他の事故があっても当社は当該取引を有効なものとして取り扱い、またそのために生じた損害について当社は責任を負いません。

#### 第12条 【個人情報の取り扱いの不同意】

ジョーシンポイントカード会員への入会は、個人情報の取り扱いの同意を前提としており、本人の任意の申し出による入会となります。個人情報の取り扱いに不同意の場合は、ポイントカード発行手続きの中止、脱会を申し出ることができます。尚、個人情報の提供が無い場合はジョーシンポイントカード会員への入会はできません。

#### 第13条 【個人情報に関する問合せ先、会社の名称・個人情報保護管理者】

会員の個人情報に関するお問い合わせ窓口は下記の通りです。

電話にて自己の個人情報の開示を求められた場合、第10条6項に定める本人確認方法をもって本人と認められた場合、特に指定がない限り電話にて回答いたします。但し、購入履歴・ポイント履歴等開示内容が複数の場合は、保有個人情報開示請求書による郵送手続き(有償)での開示となります。

対応窓口

担当部署	連絡先
ジョーシングループ各店舗	電 話：ホームページに掲載 <a href="http://shop.joshin.co.jp/">http://shop.joshin.co.jp/</a>
上新電機株式会社 本社	電 話：TEL06-6631-1323 受付時間：本社営業日 AM9:30～PM6:30 所在地：〒556-8550 大阪府大阪市浪速区日本橋西1-6-5
Joshin web事務局	電 話：TEL06-6633-1111 受付時間：営業日 AM10:00～PM6:00 (Joshin web会員専用) my Joshin連絡帳： <a href="http://joshin.co.jp/renraku">http://joshin.co.jp/renraku</a>
会社の名称	上新電機株式会社 Joshin Denki Co.,Ltd.
ジョーシンポイントカード 個人情報保護管理者 (個人情報保護統括責任者代理者)	販売促進部長 [担当部署：販売促進部 CRM推進担当]

#### 第14条 【本規約の改定等】

本規約の内容・会員特典は予告なしに終了・中止、又は変更できるものとし、会員は予めその旨承諾されたものとします。

改定された会員規約は店頭リーフレット・電子媒体等合理的方法により会員に公表いたします。

この会員規約は平成19年5月22日に改定されました。